

## 答申第42号

(諮問第57号)

### 答 申

#### 第1 審査会の結論

大分県教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成20年6月17日付けで行った非公開決定処分は、妥当である。

#### 第2 異議申立てに至る経緯

##### 1 公文書の公開請求

異議申立人は、大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号）第6条第1項の規定により、平成20年6月3日付けで、実施機関に対して、次の内容の公文書公開請求を行った。

- (1) 平成19年度と平成20年度採用に係る県立学校・市町村立学校の再任用希望者数と再任用者（名簿登載者）数がわかる文書（できれば職種別（事務職・教諭等）がわかるもの）
- (2) 平成20年度県立学校・市町村立学校教職員の再任用に係る選考基準を示した文書

##### 2 実施機関の決定

実施機関は、上記1の(1)の文書については、公文書一部公開決定を行い、(2)の文書については、当該文書を作成していないため公文書不存在として、非公開決定を行い、いずれも平成20年6月17日付け教委義第901号をもってその旨を異議申立人に通知した。

##### 3 異議申立て

異議申立人は、上記1の(2)の文書に係る非公開決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成20年7月7日付けで、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

### 第3 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

非公開決定処分を取り消すとの決定を求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、概ね次のとおりである。

選考に当たって、選考基準が文章化されていないとは考えられない。

市町村立学校においては、希望どおりの任用がされておらず、再任用「可」になってもよいのではないかと思えるような人も「不可」となっている。また、希望者が複数競合している職種もある。

このことから、市町村立学校の再任用選考に当たっては、再雇用制度の趣旨にそった選考基準を設けて、また、面接においても再雇用制度の趣旨にそった判断基準等が作成され、実施されたものとする。

したがって、市町村立学校の再任用選考においては、「当該文書不存在的ため（作成していないため）」は理由にはならない。

### 第4 実施機関の主張の要旨

本件異議申立てに対する実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

選考に当たっては、市町村立学校にあつては「定年退職者等の再雇用制度実施要領（平成20年度対象者用）」において、県立学校にあつては「定年退職者等の再雇用制度について」において、再雇用制度の趣旨、対象者、任期、勤務形態、定数上の取扱い、業務内容、職級と職名、任用方法、配置先、服務、給与、研修等を定めている。

そして、実際の再任用職員の選考については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定や再任用制度の趣旨を踏まえ、市町村立学校にあつては、希望者のこれまでの勤務実績に対する評価と健康状態を踏まえて、面接における希望者の積極性、協調性等についての評価に加え、原則として生活の本拠地である教育事務所の所管区域内の教員の定数、特に中学校においては教科ごとの定数を総合的に判断することにより可否を決定しているが、定数の空きがない場合や、希望者のこれまでの勤務実績、

健康状態及び面接結果において勤務が困難であると認められる場合は、再任用しないこととしているところであり、これらに該当するかどうかは明確であることから、これまで選考基準を示した文書は作成していない。また、確かに複数人が競合することもあるが、競合した場合でも、もともと希望者が少ない中で競合者の数も少なく、その中で優劣をつけることは容易であり選考に支障は生じないことから、これまで選考基準を示した文書は作成してこなかったところである。

また、県立学校にあつては、実際の再任用職員の選考については、原則希望どおり任用しており、希望者同士による比較を行う必要がなかったため、基準を設けていなくても選考に支障はなかったため、特に選考基準を示した文書は作成していない。

## 第5 審査会の判断

審査会は、異議申立人及び実施機関双方から提出された書類に基づいて審議した結果、次のとおり判断した。

### 1 本件対象公文書について

本件異議申立てに係る対象公文書は、「平成20年度県立学校・市町村立学校教職員の再任用に係る選考基準を示した文書」（以下「本件対象公文書」という。）であると認められる。

### 2 本件対象公文書の不存在について

実施機関における再任用職員の選考に当たっては、市町村立学校にあつては「定年退職者等の再雇用制度実施要領（平成20年度対象者用）」を、県立学校にあつては「定年退職者等の再雇用制度について」を定め、再任用制度について、その対象者、任期、勤務形態、定数上の取扱い、分掌する業務内容、任用される職級と職名、人事管理、給与等を定めている。

任用方法については、「定年退職者等の再雇用制度実施要領（平成20年度対象者用）」において、「面接及び健康診断により選考する。なお、健康診断については『長期にわたり治療行為に専念する必要がある健康状態であるかどうか』及び『近い将来において長期にわたり治療行為に専念する必要がある状態になることが相当程度見込まれる健康状態にあるかどうか』について大分県教育関係職員健康診断審議会に附議することにより行うこととし、

上記の健康状態にあるとの意見が大分県教育関係職員健康診断審議会から提出された場合には任用しないものとする」との記述が、また、「定年退職者等の再雇用制度について」において、「任用は選考により行うことが法律に定められているので、面接や健康診査を予定しております」との記述があるが、それ以上の具体的な記述は見あたらない。

実施機関は、市町村立学校の再任用職員の選考については、「地方公務員法の規定や再任用制度の趣旨を踏まえ、再任用の可否を判断しているところであるが、定数の空きがない場合や、希望者のこれまでの勤務実績、健康状態及び面接結果において勤務が困難であると認められる場合は、再任用せず、実情に応じて非常勤講師や臨時講師としての採用を検討することとしており、これらに該当するかどうかは明確であること、また、複数人が競合する場合でも、もともと希望者が少ない中で競合者の数も少なく、その中で優劣をつけることは容易であり選考に支障は生じないことから、これまで選考基準を示した文書は作成していない」と主張している。また、県立学校の再任用職員の選考については、「原則希望どおり任用しており、基準を設けていなくても選考に支障はなかったので、作成していない」と主張している。

過去の再任用職員選考の状況を見ると、市町村立学校においては、区域別の希望者数が多くて5名の場合もあるが、おおむね1～2名であり、再任用者数も「なし」又は1名であること、県立学校においては、おおむね希望どおり任用していることが認められたことから、これらの実施機関の説明に特段不自然な点は認められず、その他、実施機関において本件対象公文書を作成していることをうかがわせるような特段の事情も認められない。

### 3 結論

以上のことから、本件対象公文書が存在すると認める理由はなく、実施機関が、不存在を理由として非公開決定を行ったことは、妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 4 附帯意見

当審査会は、大分県情報公開条例に基づき実施機関が行った公文書の非公開決定について、その適否を審査することを本務としており、本件異議申立てに対する審査会の判断は以上である。

しかし、再任用希望者にとって、「選考に支障は生じないことから、これまで選考基準を示した文書は作成していない」という説明では、いたずらに再任用職員選考のあり方に対する不信感を招くおそれがある。

したがって、実施機関は、採用選考基準等を作成するなど、再任用職員選考の透明性を高め、再任用希望者等への説明責任を果たすよう望むものである。

## 第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成20年 7月30日	諮 問 (平成20年度第2回審査会)
平成20年10月 1日	事案審議 (平成20年度第4回審査会)
平成20年11月 5日	事案審議 (平成20年度第5回審査会)
平成20年12月 2日	答申案検討 (平成20年度第6回審査会)
平成20年 1月28日	答申決定 (平成20年度第7回審査会)

## 大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び指定委員

氏 名	職 業	備 考
麻 生 昭 一	弁護士	会長
宇 野 稔	大分大学経済学部教授	会長代行
武 田 寛	大分県商工会議所連合会専務理事	
森 哲 也	大分合同新聞社特別顧問	
矢野目 真 弓	大分県地域婦人団体連合会会長	